



三重県公報

令和8年8月25日（火）

第 748 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
514	令和8年度クリーニング師試験の実施	(食 品 安 全 課)	3
515	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
516	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	4
517	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
518	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
519	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	4
520	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
521	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	5
522	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	5
523	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
524	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	6
525	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの指定の辞退	(同)	6
526	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	6
527	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	6
528	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨	(治 山 林 道 課)	7
529	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調査縦覧	(漁 政 課)	7
530	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(同)	7
531	三重県内における事業所の労働条件等の実態調査の実施	(雇 用 対 策 課)	8
532	都市公園の供用区域の一部変更	(都 市 政 策 課)	8
海 調 委 告 示			
5	定置漁業の保護区域についての指示	(海区漁業調整委員会)	9
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	9
	同件	(同)	10
	同件	(同)	10
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	10

特 定 調 達 公 告

落札者を決定した旨

(教 育 委 員 会) 10

告 示

三重県告示第 514 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、令和 8 年度クリーニング師試験を次のとおり実施します。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 試験の日時及び場所

年 月 日	時 間	場 所
令和 8 年 11 月 19 日(木)	学科試験 午前 10 時から正午まで	津市栄町 1 丁目 891 三重県合同ビル 1 階 G101 会議室
	実技試験 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで	津市新東町塔世 826 番地 三重県クリーニング生活衛生同業組合会議室

2 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 受付期間

令和 8 年 9 月 25 日（金）から同年 10 月 8 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）

(2) 受付場所

県内居住者は居住地又は業務地を所管する保健所、県外居住者は県内の最寄りの保健所

(3) 提出書類

ア 受験申込書（クリーニング師試験受験申込書）

イ 履歴書

ウ 学校教育法第 57 条に規定する者又はこれらの者と同等以上の学力があると認められる者であることを証明する書類（写しを提出する場合は、原本も同時に持参してください。）

エ 写真（縦 4.5 c m、横 3.5 c mで、受験申込前 6 月以内に正面、上半身及び脱帽で撮影したもの。写真裏面に撮影年月日及び氏名を記載してください。）

オ ウの書類に記載されている氏名を変更した者については戸籍抄本

カ 受験手数料 7,000 円（三重県収入証紙によることとします。）

5 受験についての問い合わせ先

各保健所又は三重県医療保健部食品安全課

三重県告示第 515 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
虹が丘内科ファミリークリニック	松阪市上川町 4322-1	令和 8 年 8 月 1 日
ふじわらクリニック	伊勢市常磐 1 丁目 15 番 10 号	令和 8 年 6 月 30 日
こうせんクリニック	度会郡玉城町勝田 3967-1	令和 8 年 8 月 1 日
エンゼル薬局 桑名中央店	桑名市中央町五丁目 34 番	令和 8 年 8 月 1 日

ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4	令和 8 年 7 月 1 日
ファーマライズ薬局 玉城店	度会郡玉城町勝田 3967-3	令和 8 年 8 月 1 日
ハートフルキャスト桑名訪問看護	桑名市和泉 8 丁目 264-3	令和 8 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションABCリビング三重	四日市市六呂見 442 番地 1	令和 8 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションしらゆりケア s e s e r a g i	四日市市日永西 2-16-11	令和 8 年 7 月 1 日
ソエルガーデン津訪問看護	津市半田 558 番地	令和 8 年 7 月 1 日
訪問看護ステーションメープル	名張市桔梗が丘 5 番町 9 街区 82-3、1812-10、1812-13	令和 8 年 7 月 1 日

三重県告示第 516 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	変更後の名称等	変更年月日
アクア薬局波木店	四日市市波木町 572-8	所在地：四日市市波木町 347-2	令和 8 年 2 月 1 日

三重県告示第 517 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
ねいろ心クリニック	津市河芸町中瀬 56 コーポフォーチュン C 棟 1 階 102 号室	令和 8 年 7 月 6 日
ふじわらクリニック	伊勢市常磐 1 丁目 15 番 10 号	令和 8 年 6 月 29 日
医療法人社団小山医院	熊野市有馬町 285 番地の 1	令和 8 年 6 月 17 日
津田医院	多気郡多気町西池上 1297 番 1	令和 8 年 6 月 30 日
中島歯科	員弁郡東員町城山一丁目 22-1	令和 8 年 6 月 30 日
ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4	令和 8 年 6 月 30 日

三重県告示第 518 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	休止年月日
なかばやし小児科	員弁郡東員町笹尾東一丁目 30 番地 2	令和 8 年 7 月 1 日

三重県告示第 519 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
くぼ歯科小児歯科	津市久居野村町 872-7	令和 8 年 8 月 31 日

三重県告示第 520 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための

施術を担当する施術者を指定しました。

令和8年8月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
前川原 理恵	フレアス在宅マッサージ四日市北施術所	四日市市東富田町 1747-20-102	令和8年6月1日
新垣 優美	KE i ROW松阪中央ステーション	松阪市嬉野中川町 1898-2 コーポラ・リヴィエール 203 号	令和8年7月1日
柴田 元博	あかつき接骨院	四日市市あかつき台三丁目 1-199 メモリーあかつき	令和8年6月19日

三重県告示第521号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和8年8月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
虹が丘内科ファミリークリニック	松阪市上川町 4322-1	令和8年8月1日
ふじわらクリニック	伊勢市常磐1丁目15番10号	令和8年6月30日
こうせんクリニック	度会郡玉城町勝田 3967-1	令和8年8月1日
エンゼル薬局 桑名中央店	桑名市中央町五丁目34番	令和8年8月1日
ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4	令和8年7月1日
ファーマライズ薬局 玉城店	度会郡玉城町勝田 3967-3	令和8年8月1日
ハートフルキャスト桑名訪問看護	桑名市和泉8丁目264-3	令和8年7月1日
訪問看護ステーションABCリビング三重	四日市市六呂見 442 番地 1	令和8年7月1日
訪問看護ステーションしらゆりケア s e s e r a g i	四日市市日永西 2-16-11	令和8年7月1日
ソエルガーデン津訪問看護	津市半田 558 番地	令和8年7月1日
訪問看護ステーションメープル	名張市桔梗が丘5番町9街区82-3、1812-10、1812-13	令和8年7月1日

三重県告示第522号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和8年8月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
アクア薬局波木店	四日市市波木町 572-8	所在地：四日市市波木町 347-2	令和8年2月1日

三重県告示第523号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和8年8月25日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
ねいろ心クリニック	津市河芸町中瀬 56 コーポフォーチュンC棟 1階102号室	令和8年7月6日
ふじわらクリニック	伊勢市常磐1丁目15番10号	令和8年6月29日

医療法人社団小山医院	熊野市有馬町 285 番地の 1	令和 8 年 6 月 17 日
津田医院	多気郡多気町西池上 1297 番 1	令和 8 年 6 月 30 日
中島歯科	員弁郡東員町城山一丁目 22-1	令和 8 年 6 月 30 日
ほのぼの薬局	松阪市曾原町 403 番 4	令和 8 年 6 月 30 日

三重県告示第 524 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	休止年月日
なかばやし小児科	員弁郡東員町笹尾東一丁目 30 番地 2	令和 8 年 7 月 1 日

三重県告示第 525 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
くぼ歯科小児歯科	津市久居野村町 872-7	令和 8 年 8 月 31 日

三重県告示第 526 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所 在 地	指定年月日
前川原 理恵	フレアス在宅マッサージ四日市北施術所	四日市市東富田町 1747-20-102	令和 8 年 6 月 1 日
新垣 優美	KE i ROW 松阪中央ステーション	松阪市嬉野中川町 1898-2 コーポラ・リヴィエール 203 号	令和 8 年 7 月 1 日
柴田 元博	あかつき接骨院	四日市市あかつき台三丁目 1-199 メモリーあかつき	令和 8 年 6 月 19 日

三重県告示第 527 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

令和 4 年 3 月 15 日 第 77 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
丹羽商事株式会社	代表取締役 丹羽 通	三重県伊勢市中島二丁目 4 番 13 号

3 変更内容

(1) 農産物検査員の抹消

氏 名	農産物の種類	証明書番号
上村 祐一	飼料用もみ、飼料用玄米	K242024660

三重県告示第 528 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定ですので、同法第 33 条の 3 において準用する第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示します。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

津市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 529 号

漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号）第 112 条第 1 項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第 5 条第 3 項の規定により、次の 1 のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の 2 により縦覧に供します。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 届出事項

発 起 人		加 入 区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
住 所	氏 名		
鈴鹿市白子 1-15-12	黒田 一成	鈴鹿市	鈴鹿市漁業協同組合
鈴鹿市下箕田 2-4-10	矢田 七徳	鈴鹿市	鈴鹿市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和 8 年 8 月 25 日から同年 9 月 8 日まで

(2) 縦覧場所

鈴鹿市白子 1-6281-2 鈴鹿市漁業協同組合

三重県告示第 530 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

区 域	区 分
-----	-----

長島町区域 (三重外湾漁業協同組合のうち長島町の地区)	沖合底びき網漁業及び中型まき網漁業(総トン数 20 トン以上 100 トン未満の漁船によるものをいう。)
--------------------------------	---

三重県告示第 531 号

三重県内における事業所の労働条件等の実態調査を次のとおり実施します。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 調査の名称
令和 8 年度三重県内事業所労働条件等実態調査
- 2 調査の目的
三重県内における事業所の労働条件や労働需要、職場における労働環境を調査し、労働行政の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査の期間
令和 8 年 8 月 31 日（月）から同年 9 月 30 日（水）まで（31 日間）
- 4 調査対象事業所
日本標準産業分類（令和 5 年 7 月改定）の大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する、常用雇用者数 10 人以上 300 人未満の事業所（ただし、経営組織が個人経営、法人でない団体を除きます。）から抽出した 2,000 事業所
- 5 調査の方法
オンライン調査
- 6 調査の主な内容
 - (1) 事業所の現況について
 - (2) 労働需要について
 - (3) 正規従業員の採用状況について
 - (4) 行政による支援について
 - (5) 仕事と家庭の両立支援について
 - (6) 男女共同参画の取組について
 - (7) 多様な就労形態の導入について
 - (8) 誰もが働きやすい職場づくりについて
 - (9) リスキリング／リカレント教育について

三重県告示第 532 号

三重県都市公園条例（昭和 47 年三重県条例第 33 号）第 14 条の 2 の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域の一部を次のとおり変更します。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 名称
県庁前公園
- 2 位置
津市栄町一丁目
- 3 変更に係る区域
別図のとおり
「別図」は省略し、三重県津建設事務所において縦覧に供します。
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 8 月 26 日

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第5号

定置漁業（通称大型定置漁業）は漁業法（昭和24年法律第267号）第69条に基づいて漁業権が付与されていますが、このほかに定置漁業の保護区域について、同法第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和8年8月25日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 保護区域（別図参照）

次の直線A、B、C及びDの4直線によって囲まれた区域

(1) 沖合の線（A）

身網の突き当たりから沖へ300メートル離れた所を通り、両側の台を結ぶ線又は台が2個ある場合はその中間点を結ぶ線（以下「基線」といいます。）に平行な直線

(2) 側面の線（B及びC）

基線の延長線上を前方の台から前方へ500メートル離れた所及び後方の台から後方へ300メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な2直線。ただし、両口網の場合は、基線の延長線上を両側の台から両方へ500メートル離れた所を通り、基線の延長線と直角な2直線

(3) 沿岸の線（D）

垣網の磯側の末端を通り、基線に平行な直線

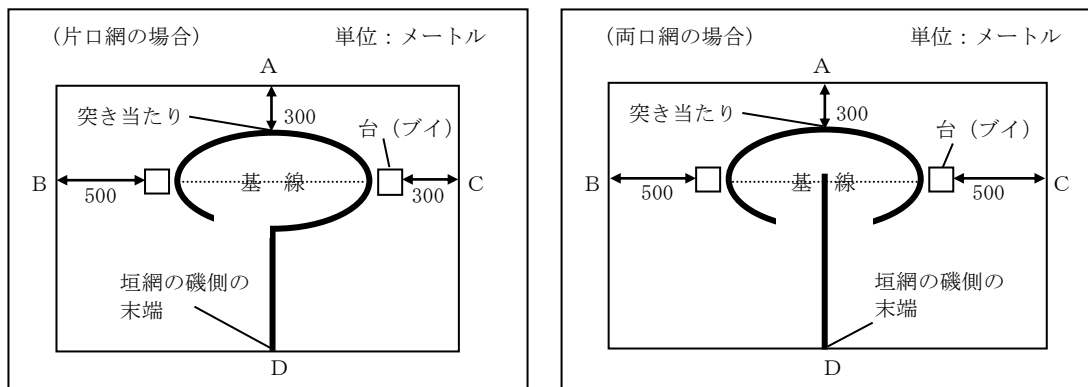
2 禁止行為

1の保護区域においては、遊漁（水産動植物を採捕する行為をいいます。）又は集魚灯を使用する漁業をしてはなりません。ただし、共同漁業権者及び定置漁業権者の同意を得た場合は適用を除外します。

3 指示する期間

令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

別図



公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局北勢国道事務所長から通知がありました。

令和8年8月25日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和8年6月23日から同年12月25日まで

3 作業地域

四日市市八王子町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（1 級水準測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 9 月 1 日から令和 9 年 3 月 12 日まで
- 3 作業地域
四日市市の一部、桑名市の一部、桑名郡木曽岬町の一部、三重郡朝日町の一部及び同郡川越町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 7 月 21 日から同年 11 月 27 日まで
- 3 作業地域
三重郡菰野町大字菰野

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 6 月 19 日に終了した旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 8 月 25 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
熊野市飛鳥町野口

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 25 日

三重県教育委員会教育長 長 崎 禎 和

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 三重県立特別支援学校学習者用情報端末 504 台 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町 13 番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和 8 年 8 月 4 日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県四日市市東茂福町 2-11
教育産業株式会社三重営業所 所長 古田 英俊 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 35,532,000 円
契約金額 39,085,200 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |

7 入 札 公 告 日 令和 8 年 6 月 19 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
